

第5章 事業者団体の活動

I. 事業者団体規制の目的と意義

I-1. 規制の目的と概要

I-2. 規制対象行為

I-3. 事業者団体の行為と競争への影響

I-4. 8条の意義

I-5. 規制緩和と事業者団体

I-6. 公取委による法運用指針

II. 事業者団体の概念

II-1. 事業者団体としての要件

II-2. 「事業者としての共通の利益」に関する要件

II-3. 事業者団体としての構成

III. 事業者団体の禁止行為

III-1. 事業者団体の行為

III-2. 反競争効果の程度と規制対象行為

III-3. 3号及び4号の反競争効果と補完的機能

III-4. ガイドラインでの取り扱い

Ⅲ－５．各号の執行力の差

１．一定の取引分野における競争の実質的制限

１－１．８条１項１号

１－２．規制対象

１－３．規制の典型例

１－４．行為類型と「公共の利益に反して」

２．独禁法６条に規定する国際協定または国際的契約をすること

３．一定の事業分野における現在または将来の事業者の数を制限すること

３－１．８条１項３号

３－２．「一定の事業分野」

３－３．事業者の数の制限

３－４．競争への影響－１号または４号との適用関係

４．構成事業者の機能または活動を不当に制限すること

４－１．８条１項４号

４－２．規制行為類型

４－３．競争への影響・不当性

4-4. 1号との関係

5. 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること
5-1. 8条1項5号

5-2. させるようにすること・推奨

IV. 事業者団体による自主規制-標準化、環境保護、安全確保など

1. 事業者団体による自主規制の設定・実施

2. デジコン電子事件

3. 広島石油商業組合事件

4. 判断基準①-事業者団体ガイドラインより

5. 判断基準②-競争維持と公共の利益

V. 届出制度

第5章 事業者団体補論

[1] 事業者団体の規制

(1-1) 事業者団体の概念

独禁法の適用対象 事業者－2条1項

事業者団体－2条2項

独禁法には他にも禁止の名宛人（対象）となっているものがあるが、この二つが最も重要。

(1-1-1) 事業者団体の要件－「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする」団体

(a) 「事業者としての」利益

- ・事業者が自己の事業活動を行う上での利益
- ・事業者を構成員としていても、事業活動に関連のない利益を増進する団体は事業者団体ではない。一純然たる親睦団体、宗教団体
但し、定款・規約などで親睦を目的としていても実際の活動が事業者の利益を増進するものであれば事業者団体である。

(b) 「共通の利益を増進する」もの

- ・共通の利益を媒介とする（結合体又は連合体）。
- ・単なる親睦団体は含まれないが、事業者としての利益が親睦や情報交換によって達成される場合には事業者団体であるとされる。
例・事業活動についての研究討議、統計資料の作成配布等一業界の発展や連絡協調を目的とする活動を行う団体。

(c) 共通の利益の増進を「主たる目的」とするもの

- ・団体の複数の目的のうちの一つが共通の利益の増進であればよい。
- ・規約、定款に掲げられた目的など形式的なものだけではなく、団体の実質的活動から判断する。

(1-1-2) 構成－「2以上の事業者の結合体又は連合体」であること

- ・構成員が事業者であること。 ・構成員の事業者が独立していること。
事業者及び事業者団体に当たらない場合
構成員が団体の組織に没入して独自の事業活動を行っていない場合。
結合体自体が自ら事業活動を営むことを目的とする場合（共販会社）→但書参照
- ・事業者とは独立した名称を有し恒常的な組織をある程度有する。－規約や役員を有することが通常の基準となる。支部等の下部組織が独自の規約や役員を有し、活動にある程度の独自性のある場合に下部組織自体も事業者団体とされる。
- ・構成員は、同業者でなくてもよい。
不当な取引制限と異なり事業者団体の規制違反は、同業者以外でも成立する。

(1-1-3) 但書の条件－適用除外団体＝営利団体（営利事業を営んでいれば「事業者」として規制できるため－共販会社等）

(1-1-4) 1号から3号までの例示規定（例示以外の形態のものを含む）

1号－社団（1号には株式会社等の形態を含むが、但書規定で8条の適用対象ではないことになる）

2号－財団 3号－組合契約による結合体

(1-2) 事業者団体規制の目的及び根拠

(1-2-1) 目的

- ・事業者団体の組織的活動を通じてカルテルが形成・実施されることを規制するため－不当な取引制限禁止の一貫・補完規定
- ・8条1項－事業者団体の一定の行動の規制
- ・8条2項から4項－事業者団体活動の監視のための設立・解散等の届出制度
- ・3条と8条の事件数・適用数からみた8条の重要性－8条の適用数の多さ、事業者団体が組織として競争制限にかかわる活動の広さ・ウエイトから8条は3条の補完規定以上の意味を持つ
- ・私的独占の禁止規定（3条前段）の補完規定としての機能・側面（後述・8条1項1号）

(1-2-2) 3条のほかに事業者団体規制規定を制定した理由

- ・3条は事業者の活動規制であり、3条のみでは事業者団体自体の組織的行為が対象外となる。

- ・事業者団体の組織的活動を通じて競争制限が容易に成立する。
- ・競争制限が実効的に行われる。
- ・日本では戦前戦後を通じて事業者団体が統制団体として国家による産業統制の手段として使用されたため、団体の統制力及び統制の伝統が強い。

(1-2-3) 規制緩和と事業者団体

- ・従来政府規制の対象であって競争が不可能であったが故に、独禁法の適用がなかった産業・市場・経済活動に対して、政府規制の緩和・撤廃等の見直しに伴い、独禁法の適用が必要になる。事業者団体がとりわけ重要で、問題のある分野について
- ・金融業での適用除外の撤廃→証券の手数料規制、損害保険の料率規制の撤廃、金融ビッグバン
- ・公的規制・行政等に関連する行為、基準・認証・標準化等の規制設定やその実施→行政から団体へ、公的規制や行政等の枠組みが存続する場合でも団体がそれらに関与する時（いわゆる民民規制の問題の一側面←憲法・行政法の側面）
- ・専門家団体（例・弁護士会、司法書士会等）一標準報酬規定、分野調整、料金上限設定等
 - ①法律の明示規定あり（強制されている）。
 - ②法律に規定があるが強制されていない。
 - ③法律に規定なし。

(1-3) 事業者団体の禁止行為

- ・事業者団体の行為が禁止されるためには団体の行為の存在が前提。事業者団体の行為があったというためには次のことが必要。
 - ①団体機構の意思決定
 - ②決定の拘束力—決定が拘束力をもって行われたこと、強制力があつたこと等は不要。構成員によって遵守されるべきと受け取られていればよい。
- ・事業者団体の行為は原則として適法→そのために8条1項1号で違法行為が特定されていなかったり。公共の利益要件が欠如したりしている。
 - 不当な取引制限規定との差異
- ・事業者団体の法
 - 昭和23年 事業者団体の法—独禁法の補助立法及び独禁法違反行為の予防立法の目的と性格
 - 4条 事業者団体に認められた活動の規定（1号から10号）
 - 5条 事業者団体の禁止行為（18項目）—独禁法違反でない行為も規制
 - 第二次大戦前からの私的統制団体（＝事業者団体）を通じての政府による経済統制による弊害除去を目的としたため、独禁法より厳格な規制を規定した。
 - 8条の規定は、昭和28年に事業者団体の法を廃止し、同法の19ヶ条の規定をまとめて、独禁法に組み込んだもの。—事業者団体の法施行4年経過後、法の精神と内容の浸透、統制経済型の私的な統制団体等の発生の可能性消滅による

※（社）大阪バス協会に対する件（平成3年（判）第1号・公取委審判審決平成7年7月10日

一 被審人は、被審人が認可運賃等以外の運賃等の決定をすることは違法であるから、このような決定を貸切バス委員会又は貸切バス小委員会に授権することはあり得ず、被審人が運賃等の額について決定することは不可能であるとの趣旨の主張をする。

しかしながら、この主張は、要するに違法なことはあり得ないとするものであるが、法規範的に許されないことを理由にその事実があり得ないということができないことは自明であり、後記2及び3並びに前記第1の3のとおり、十分被審人が本件各決定をしたと認めることができるから、この主張は理由がない。

二 被審人は、また、被審人が最低運賃等に関する本件各決定をしたことがない理由として、貸切バス小委員会が運賃等の決定の授権をされたことはない、と主張する。

しかしながら、事業者団体の何らかの機関で決定がされた場合において、その決定が構成員により実質的に団体の決定として遵守すべきものとして認識されたときは、定款又は寄付行為上その機関が団体の正式意思決定機関であるか否かに係わりなく、その決定を団体の決定というのに妨げはないと解するのが相当である（公正取引委員会昭和45年2月17日審決・昭和42年（判）第1号兵庫県牛乳商業組合に対する件・審決集16巻145頁参照）。

後記三において検討するところに前記第一の二ないし四の認定事実を総合すれば、現実に前記の貸切バス小委員会において審議検討の上最低運賃等に関する本件各決定がされ、それらの決定は、いずれも会員貸切バス事業者に周知徹底され、また現に会員貸切バス事業者は、これらの決定を遵守して、旅行業者と運賃等の交渉をし、収受するための努力をしたことが明らかであり、これらの決定に加わった貸切バス小委員会の各委員が会員貸切バス事業者の指導的な実務担当者であったことをも考慮すれば、各決定が会員貸切バス事業者により被審人の決定として遵守すべきものと認識されていたことは否定しようがないから、貸切バス小委員会による各決定は、同小委員会がその決定をすべき正式意思決定機関であるかどうかと係わりなく、被審人の決定と判断するのを妨げないというべきである。

なお、証拠（査第8、第9号証、第15、第16号証）及び前記第一の二（二）ないし（四）の事実によれば、貸切バス委員会は、適正運賃等収受の指導態勢を確立するなどの目的で、昭和63年6月開催の第42回通常総会で承認された「専門委員会規程」の第3条に基づいて設置されたが、同規程第4条、別表には同委員会の分掌事項として「貸切バス事業の運賃及び料金に関する事項」等が掲げられており、他の専門委員会の分掌事項に貸切バスの運賃等に関する事項は挙げら

れていないこと、同規程第10条には、「委員会は、必要があると認めるときは委員会の決議を経て、小委員会を設置することができる。」との規定があること、貸切バス委員会を構成する経営責任者段階の者は被審人のいわゆる適正な運賃等收受の具体策を検討するのに最適ではなかったため、その具体的検討を行わせるために同委員会の下に実務責任者段階の者で構成する貸切バス小委員会を設置して右の適正な運賃等收受の具体的検討を行わせる必要性があったことから、同年8月11日開かれた第1回貸切バス委員会で「貸切バス小委員会設置要綱」及び「貸切バス委員会が貸切バス小委員会に付託する事項」と題する内部規則が採択されたが、前者には、「小委員会は、次の事項を審議する。1. 貸切バス委員会から審議を付託された事項（後略）」（第2）との定めがあり、また、副委員長の職務の項に「副委員長は、（中略）次の事項を担当する。1. 運賃料金額の算定及び適正額の收受に関すること（後略）」（第6の3）との規定もあり、後者には、「1 貸切バス小委員会に審議を付託する事項は、次のとおりとする。（1） 専門委員会規定第4条の規定による分掌事項のうち、貸切バス事業経営の基本に係るものを除いた事項（中略） 2 貸切バス小委員会委員長は、重要な事項について審議したときはその概要を貸切バス委員会へ報告し、承認を得なければならない。 3 審議を付託した事項は、貸切バス小委員会での審議決定（重要な事項については前号の承認をしたとき）をもって貸切バス委員会の決定とみなす。」との定めがあることが認められる。この認定事実によれば、被審人において貸切バスの運賃等に関する事項は貸切バス委員会の分掌事項であったところ、貸切バス小委員会は、その貸切バス委員会の権限に基づいて設置され、少なくとも、貸切バスに係る被審人のいわゆる適正な運賃等を試算しその收受の具体的方策を検討して、実行に移すことを決定する程度の権限を与えられていたということが出来る。確かに、審第8号証、参考人南川年男の供述と対比すると、貸切、バス小委員会に厳密な意味で運賃等の最低額を決定する権限があったといつてよいかどうかは、なお検討の余地があるが、その点はともかく、少なくとも右のような権限がある貸切バス小委員会によりされた本件各決定を、会員貸切バス事業者が被審人の決定として遵守すべきものとして認識したことをとらえて不自然であってあり得ないということとはできない。

さらに、被審人は、貸切バス小委員会に最低運賃等の決定権限が与えられていないことは、理事会において報告されていないことにも現れている、との趣旨の主張をしており、査第8号証、第18号証、参考人南川年男の供述によれば、昭和63年10月20日開かれた第138回理事会において、認可運賃等の認可の経過と貸切バス委員会、貸切バス小委員会での協議の結果会員貸切バス事業者に対し原価意識と適正運賃等授受の研修を行うことになったなどの包括的な報告がされたものの、本件各決定について具体的個別的な報告はされなかったことが認められる。しかしながら、事業者団体としての決定は前記のとおり解されるから、理事会への個別的な報告の有無とは関わりを持たない上に、本件全証拠によっても貸切バス小委員会の決定事項を理事会に報告すべきことを定めた規定があるとは認められないこと、前記第一の三（一）ないし（七）において認定したとおり、本件各決定は決定後直ちに会員貸切バス事業者に通知されている一方で、貸切バス小委員会での審議事項は、貸切バス小委員会の開催の都度審議事項報告書に取りまとめられ、小委員会委員長の決裁を経てその直近に開かれた貸切バス委員会に報告されていたことをも考慮すれば、この主張も失当というほかはない。

(1-3-1) 一定の取引分野における競争の実質的制限（8条1項1号）

(a) 3条と対応する市場支配状態を発生させる団体の（構成）事業者への組織的拘束に対する規制

- ・ 3条前段（私的独占の禁止）及び3条後段（不当な取引制限の禁止）
- ・ 競争の実質的制限の生ずる市場（構成・非構成）事業者の活動する市場
- ・ 規制対象となる行為－市場支配を発生させる団体の組織的拘束行為
- ・ 3条前段対象行為への8条1項1号適用の明示例（パチンコ特許事件・公取委勧告平9・6・20）

(b) 3条後段（2条6項）との差異

- ・ 公共の利益に反してという文言の欠如－違法性阻却がない。市場支配にいたる行為はすべて違法とされ例外がない。→しかし、この点については後述のエアガン事件東京地裁判決による異論あり。
- ・ 行為類型の欠如
→どのような行為であるかを立証する必要がない。市場支配にいたる行為全てを違法とする。行為類型の制限がないために市場支配になる事業者団体の行為であればどのようなものでも8条1項1号違反となる。
→団体の行為が原則適法であることを示す。

(d) 規制行為態様－価格カルテルに当たる行為の規制例が多いが、その他のものも規制対象となっている。

- ・ 製品の基準価格を決定
- ・ 標準価格表を作成し、構成事業者に実施させること
- ・ 料金引き上げについて組合員の意見を徴収し、結果を発表すること等によって組合員の料金を事実上決定すること（情報交換と公表による制限の典型例）
- ・ 生産調整
- ・ 組合員及び非組合員に価格競争による顧客争奪を制限すること
- ・ 協会が受注予定者を決定すること（談合）
- ・ 協会が会員の受注先別受注量及び受注単価を決定し、会員に実施させる
- ・ 製品の規格・商標を制限し、一手に買取販売すること
- ・ 低価格製品の製造を制限し、事実上価格を引き上げること

(1-3-2) 第6条に規定する国際協定または国際的契約をすること→6条と同様（8条1項2号）、国際協定、国際

カルテル

国際的契約 技術導出入（ライセンス）契約
輸出入総代理店契約

(1-3-3) 一定の事業分野における現在または将来の事業者の数を制限すること（8条1項3号）

(a) 「一定の事業分野」－事業者が将来にわたって成立する場所及び分野（供給者群又は需要者群のどちらか一方でよい）。一定の取引分野（供給者群と需要者群の取引の場）ほど明確ではない。

(b) 事業者の数の制限とは

例 ・ある地域で事業者団体がつくられその地域へ新規参入しようとするのを阻止する行為等－新規参入の阻止

・アウトサイダーの事業活動を困難にする－排除

団体が当該事業分野での事業者の数を指定するのではなく、具体的行為として新規参入阻止や排除が行われることにより結果的に事業分野での事業者の数を制限することになる。

構成事業者及び非構成事業者の何れに対する行為でも規制対象となる

(c) 1号又は4号との適用関係？

・1号との関係－1号違反該当の競争制限にいたらない程度の競争阻害効果しか持たない場合の行為を3号が規制（1号該当行為の早い段階での規制・1号の予防規定の意味を持つ）

・4号との関係－3号該当行為が競争制限の程度が高い場合であり、4号は3号の補完的規定？

(d) 規制行為態様

・医師会に加入しなければ、開業困難な状況で、加入制限を行ったこと→医療事業分野での事業者数の制限

・生コン工業組合が、セメントの供給業者に対して非組合員との取引拒絶を強く要請し、非組合員による設備の新增設を拒絶したこと→生コン製造の事業分野での事業者数の制限

(1-3-4) 構成事業者の機能または活動を不当に制限すること（8条1項4号）

(a) 組合員の数が多い時等では、執行機関が作られそれが構成員を拘束する場合等。

事業者団体による構成事業者に対する行為が規制対象

(b) 不当性－公正かつ自由な競争を阻害すること

構成事業者への拘束が全て問題となるのではない

(c) 構成事業者の機能又は活動 1号違反行為で制限の対象となっている構成事業者の行為と重なる面がある。ではなぜ1号と4号という別の規定が設けられているのか。

↓

4号と1号との関係－事業者団体による構成員の活動制限が一定の取引分野における競争の実質的制限に至らない場合にも、4号に該当する場合があります、4号は1号よりも緩い条件で規制できる（1号該当行為の早い段階での規制・1号の予防規定の意味を持つ）

1号→市場支配になる行為 4号→市場支配にはならないが、不当な行為

1号と4号は競争制限の程度が異なる行為を規制する。

事業者団体による制限には組織的拘束性が強い点で3条後段よりも程度の低い制限で規制を及ぼす

(d) 規制行為態様－団体構成員の市場シェア合計が低いために団体構成員の機能・活動制限が市場支配に至らない場合、制限対象事項が価格以外で市場全体での価格競争への影響が弱い場合、価格等が許認可等の公的規制対象となっておりその範囲内で可能な競争を制限した場合、

・価格決定の制限→製薬工業会による薬価基準改訂に伴うスライドダウンに応じないこと等会員の価格決定への制限

・会員の取引先制限→他の会員の取引先に対して販売した会員から保証金を徴収

・車両の増車及び代替の制限及び会員が会員以外から車両を賃借することを禁止

・タクシー事業の事業計画変更認可申請についての協会での協議及び申請の可否の決定

・組合員の安売り広告活動の制限

・会員である歯科医の医療機関開設について歯科医師会の承認を得る

(1-3-5) 事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること（8条1項5号）→19条

(a) 事業者団体の構成事業者及び非構成事業者に対する行為を規制する

(b) [させるようにすること]－不正な取引方法該当行為をさせるように働きかけること。強制的要素が含まれているか否か及び働きかけられた事業者の反応（実際に行為を行なったか）を否かを問わない

(c) 他の各号との関係 不正な取引方法の規制を内容とするので、他号とは別の存在意義があるともいえる。

→他号との同時並行的適用の可能性（事例あり）。しかし、全ての場合にそうする必要はあるか？

(d) 規制行為態様

・設備の新增設の制限（新增設を行う事業者に対して間接的取引拒絶を行う）→一般指定1項（非構成業者をして不正な取引方法該当行為を行なわせる）

・小売業者団体による販路制限→一般指定1項

・小売業者を構成員とする事業共同組合による組合員の取引の相手方と、組合員以外の小売業者との取引制限→一般指定1項

- ・小売業者を構成員とする事業共同組合によるアウトサイダーとの取引の排除→一般指定4項
- ・輸入業者によって構成される事業者団体によるアウトサイダーと港湾運送業者との取引の排除
- ・価格差別、排他条件付取引、再販価格維持、拘束条件付取引、競争者の取引妨害などの事案あり。

(1-3-6) 8条1項規制の射程距離・規制範囲の区別と重複についての整理

(1-4) 3条(特に)後段と8条(特に1項1号)との関係(→同時適用が可能か?)

(1-4-1) 概論

元来8条は、カルテル類似行為を規制するためのもの

- ・事業者団体による組織的拘束→8条の適用
- ・事業者団体内で構成員が相互に拘束し活動を制限する場合→3条違反の成立
特に寡占業界であり、事業者数が少ない場合に、構成事業者の合意によって初めて団体の意志決定が可能となるような場合など、3条違反の要件が証明可能であれば両方を適用できるのでは

↓

- ・どちらか一方または両方を合わせて適用してもよい
- ・実務
- ・学説には同時適用が可能な場合にはそれを積極的に進めるべきであるとする考え方もある。

(1-4-2) 3条後段と8条1項1号の執行力の差異

- ・8条1項1号と3条後段の同時適用を主張する立場からは両条項のいずれを適用するのかによって法の執行力に違いがあるという主張が行われた。内容は以下の通り。

①罰則及び課徴金(8条の3及び7条の2)は同様

②無過失損害賠償訴訟(25条)制度適用の有無

かつては3条後段違反事件には25条が適用され、8条違反事件に適用されなかったが、平成12年の独禁法改正に際して、差し止め請求権制度の導入と同時に8条1項違反行為及び6条違反行為も25条の対象とされたので、この違いはなくなった。

③排除措置

8条違反の措置対象—事業者団体であり、構成員に対して直接効果が及ばない

3条後段違反の措置対象—団体の構成事業者に対して排除措置を命令するので、排除措置による競争制限の排除効果等が高い場合がある

- ・現在は③のみに違いがあるので、その差をもって実質的なものとみるか、ほぼ同様とみるかである。

(1-4-3) 実務の傾向

30年代～40年代の中頃—8条を適用することが多い→立証の要件が簡単なため等

40年代後期以降—3条後段を積極的に活用する方向

- ・事業者団体の会合等で合意が成立した場合でも3条後段を適用したケース—参加事業者数が比較的少なく、参加事業者が決定に直接関与しており、参加事業者に共通の制限を課す場合。
- ・8条を適用したケース—参加者が多数である場合。構成事業者とは別に独立した団体の組織的行為に中心がある。以上の何れかで構成事業者の競争行動を直接的に制限する合意が含まれない場合。
- ・以上の二つについては妥当な扱いであると評価しうる。但し、一つの行為には一つの条文を適用することが通常である(このような法適用を要する事件がないのかもしれない)。
- ・入札談合事件で、事業者団体に対し8条を適用し、非構成事業者1名に対しては構成事業者と共同した入札談合であるとして3条後段を適用した事例あり(課徴金納付命令・米国海軍発注入札談合事件昭和63年12月8日)
- ・判例—いずれを適用するかは公取の裁量権の範囲

(1-5) 事業者団体と環境・衛生・安全・社会的目的の自主規制、標準化のための自主認証・認定

事業者団体による自主規制の設定・実施と独禁法

(a) 重要審決・判例における展開

- ・エアガン事件(東京地判平9・4・9)
- ・大阪バス協会事件(公取委審判審決平7・7・10判時1535号43頁)
- ・広島石油商業組合事件(公取委審判審決平8・6・13判時1571号35頁)
- ・パチンコ特許事件審決・警告(公取委勧告平9・6・20未登載)

(b) 判断基準

- ・一定の事項に関する競争活動を制限・拘束する自主規制の容認
- ・①競争制限・阻害を目的とする共同行為又は競争制限・阻害の効果のみしかない共同行為と②競争制限・阻害以外の正当な目的を持つ共同行為の区別
- ・②について競争制限・阻害の程度を吟味し、その程度の大きなものを排除するための審査基準
- ・事業者団体指針 ①需要者の利益の不当阻害不存在、②事業者間での非差別性、③正当目的に基づき合理的に必要なとされる範囲内、④需要者・第三者からの意見聴取手続き、④非強制的

・ 審決・判例

※デジコン電子（株）による損害賠償等請求事件（平成5年（ワ）第7544号・東京地裁平成9年4月9日判決）

「(2) 正当な理由及び公共の利益の有無

i 以上のとおり、本件妨害行為は、不公正な取引方法の勧奨ないしは不当な競争制限という前記独禁法の構成要件に形式的に該当すると認められる。

しかし、共同の取引拒絶行為であっても、正当な理由が認められる場合は、不公正な取引方法に該当しないと解される（一般指定1項）。

また、形式的には「一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為」に該当する場合であっても、独禁法の保護法益である自由競争経済秩序の維持と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進する」という同法の究極の目的（同法1条）に実質的に反しないと認められる例外的な場合には、当該行為は、公共の利益に反さず、結局、実質的には「一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為」に当たらないものというべきである（最高裁第2小法廷昭和59年2月24日判決・刑集38巻4号1287頁参照）。

したがって、本件は、被告組合がエアソフトガンの安全に関する品質基準を設けて、これに合致しない商品の取扱いを中止するよう問屋及び小売店に要請したという事案であるから、本件自主基準設定の目的が、競争政策の観点から見て是認しうるものであり、かつ、基準の内容及び実施方法が右自主基準の設定目的を達成するために合理的なものである場合には、正当な理由があり、不公正な取引方法に該当せず、独禁法に違反しないことになる余地があるというべきである。

さらに、自由競争経済秩序の維持という法益と、本件妨害行為により守られる法益を比較衡量して、独禁法の究極の目的に反しない場合には、公共の利益に反さず、不当な競争制限に該当せず、独禁法に違反しないことになる余地があるというべきである。」

「ii 本件自主基準の目的の合理性

前記のとおり、昭和60年ころエアソフトガンに関係する事件や事故が続発し、エアソフトガンに対する社会的批判が強まり、国会でも取り上げられるに及んで、通産省生活産業局文化用品課の安全確保の目的での行政指導もあって、昭和50年6月28日に設立された「日本モデルガン製造協同組合」が昭和61年に「エアソフトガン協議会」を吸収合併して現在の被告組合となったものである。そして、前記認定事実及び前掲各証拠によれば、被告組合は主として右安全確保の目的のためにASGK制度を設けたものであり、本件自主規約において、ASGKシールの貼付されていないエアソフトガンの製造販売をしないように申し合わせている行為は、安全検査を経ていないエアソフトガンによる事故を防止して消費者及びその周辺の安全を確保すること並びに事故発生により広範な規制が行われ業界全体が打撃を受けることを防止する目的であると認められ、右認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

そして、前記のとおり、独禁法は、自由競争経済秩序の維持を保護法益としているが、その究極の目的は、一般消費者の利益確保及び国民経済の民主的で健全な発展の促進にあるというべきであるから（同法1条）、安全性の確保されない製品の流通による事故の防止は消費者の利益に適うことであり、本件自主基準の目的は、独禁法の本質と何ら矛盾するものではないというのが相当である。

したがって、被告組合の本件自主規約及びこれに係る本件自主基準の設置目的は、正当なものであるということができる。」

「iii 本件自主基準の内容の合理性

前記のとおり、本件自主基準において、エアソフトガンの発射された弾丸の威力は、対象年齢18歳以上のものは0.4J以下（対象年齢10歳以上の表示をするものについては0.2J以下。ただし、改定自主基準によって平成5年4月21日以降は0.18J以下）、弾丸の材質はプラスチックで重量については0.2グラム以下（平成4年3月以降は0.36グラム以下）と定められている。

a エアソフトガンの威力に関する自主基準

被告組合の本件自主基準では、エアソフトガンの威力の基準を発射される弾丸の威力に基づいて定めているところ、前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、弾丸の威力（運動エネルギー）と貫通力は完全に一致しないが、弾丸の大きさ及び材質が一定であればほぼ比例する関係にあり、エアソフトガンから発射された弾丸の危険性は運動エネルギーにほぼ比例すると認められるから、弾丸の運動エネルギーを安全性の基準と考えることには合理性があり、少なくとも不合理なものではないといえる。

ついで、本件自主基準が運動エネルギーの基準を0.4Jにしているということの合理性について検討する。

確かに、弾丸の運動エネルギーが0.4Jを超えたからといって、直ちに人体に対し傷害を負わせる威力を有し、銃刀法に違反するということはできない（乙47）。したがって、そのことのみに着目する限りでは、右自主基準の数値が0.4Jであることには格別の根拠はないというべきである。

しかし、前記の認定のとおり、エアソフトガンの消費者の多くは、可能な限り威力の高い製品を嗜好するのが一般的であるから、威力の上限の数値を設けない場合には、各メーカーが他社よりも威力の強い製品を製造販売しようとし、結果的に無制限な威力強化競争を招き、消費者の安全を害する蓋然性が高いこと、前記のとおり、モデルガン業界が立法により広範な規制を受けて大打撃を受けた経緯があることなどを考慮すれば、被告組合がエアソフトガンの威力について0.4Jという上限を定め、エアソフトガンと銃刀法に違反する実銃との間に相当広い空白の領域を設けようとしていることには理由があり、右のような本件自主基準の趣旨は一応合理的であるというべきである。

この点につき、原告は、前記のとおり、被告組合の組合員らの製品の中にも実際には0.4Jを超える威力を有するものが多数存在すること、被告前田らがスポーツガン振興会を結成し、エアソフトガンとほとんど同一の商品であるエア

ースポーツガンの威力基準を0.8Jと定めたことなどを根拠として、本件自主基準には合理的な根拠がない旨主張する。しかし、右は、単に本件自主基準が遵守されていないというにすぎず、右を根拠として本件自主基準に合理性がないということではできないものというべきである。

b エアソフトガン用弾丸（BB弾）の重量に関する自主基準

前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、一般にエアソフトガンから発射される弾丸の威力は、 $J=MV^2 \div 2$ の教式で求められるが、同一のエアソフトガンから発射されたとしても、弾丸が軽ければ初速が速く、重ければ初速が遅いという関係にあるから、必ずしも弾丸が重いほど威力が大きいということではできないものであり、また、発射するエアソフトガンの威力に比較して弾丸が軽すぎると、弾丸に十分なエネルギーが伝達される前に発射されてしまうことによって効率が悪くなり、逆に重すぎると弾丸の加速に時間がかかることによって、その間にBB弾と銃身の間から空気ないしはガスが漏れて右同様に効率が悪くなることもあるため、結局、最大の威力を出すことのできる弾丸の重量は当該エアソフトガン毎に異なるというべきであることが認められる（甲32）。

なお、被告らは、原告製造の重量BB弾は、強力に改造されたエアソフトガンに使用されるのに適しているから、エアソフトガンの違法な改造を誘発するという趣旨の主張をしているが、重量BB弾が右のような違法な改造を誘発した事実を認めるに足りる確かな証拠は全くない。

もっとも、0.4Jを超える威力のあるエアソフトガン、特に1J以上の威力を有するように改造されたエアソフトガンについては、重量BB弾を発射する場合でもその加速が短時間にされるため、前記のエネルギー効率の悪化が小さく、一般的に、弾丸が重い方が威力が増し、危険性が増加するといえる。」

「右のとおりであるから、本件自主基準がBB弾の重量について制限を設け、右制限を0.2グラム以下（平成4年3月以降0.36グラム以下）と定めたことについても、合理性がないとはいえない。」

iv 本件自主基準の実施方法の相当性

前記のとおり、本件自主基準の目的は主として消費者及びその周辺の安全の確保にあると認められ、その目的が不合理なものでないことからして、その実施方法が社会的に相当である限り、一定の限度において取引制限等の方法を用いたとしても、実質的違法性を欠く場合があり得るといえるべきである。したがって、本件92Fの流通により、消費者及びその周辺社会の安全という法益に重大な危険性が認められ、右危険を未然に防止するため他に適当な方法が存在しない場合には、問屋及び小売店に対し、本件92Fの取扱いの中止を要請することはやむを得ないものであって、正当な理由があり、公共の利益に反しないものと認めるべきである。

しかしながら、前記のとおり、本件自主基準中の前記0.4Jという威力の基準については、合理性がないとはいえないものの、必ずしも格別の根拠があるとはいえず、右基準に違反した製品が直ちに社会的に著しく危険であるともいえないこと、被告組合においては一度検査を通過した製品についてはその後ほぼ無条件でASGKシールが交付され、規約に定められた試買検査はほとんど行われていなかった結果、被告組合の組合員の製造販売にかかるASGKシール貼付の製品であっても、0.4Jを超える威力を有するものが現実には多数存在していたことなどに照らせば、本件92Fが被告組合員らの製造販売に係る製品と対比して格別に消費者及びその周辺社会に重大な危険を与えるものであるとは到底いえないものである。

この点について、被告らは、原告は本件92Fが業界一の威力であることを売り物にしており、本件92Fは消費者に危険を与えるものである旨主張しているが、前記認定のとおり、東京都消費者センターや「アームズマガジン」の測定の結果によれば、ASGKシール貼付の製品の中にも本件92Fより強力なものが存在することが明らかであるから、右主張は採用の限りではない。

右のとおりであるから、本件92Fが流通することによって消費者及びその周辺社会に重大な危険を及ぼすことになるとはいまだ到底認められないものである。

しかも、前記のとおり、被告組合は、本件92Fの威力を正確に測定した上で威力の強い危険な銃であると認めたわけではなく、原告が被告組合に加入しておらずASGKシールを貼付していないという、まさに排他的な事由をもって本件妨害行為に及んだものである。

したがって、たとえ本件自主基準の設定目的が正当なものであり、本件自主基準の内容も一応の合理性を有するものであっても、本件妨害行為は、右目的の達成のための実施方法として相当なものであるとは到底いえないというべきであり、正当な理由があるとはいえず、独禁法が禁止している前記「不公正な取引方法の勧奨」に該当するものである。

また、本件妨害行為は、自由競争経済秩序の維持という独禁法の保護法益を犠牲にしてまで、消費者及びその周辺社会の安全という法益を守るため必要不可欠なやむを得ない措置としてされたものであるとは到底認められないから、前記独禁法の究極の目的に実質的に反しない例外的な場合であるとは認められず、ひいては公共の利益に反しないものとはいえないから、本件妨害行為は独禁法が禁止している前記「不当な競争制限」に該当するというべきである。

なお、被告らは、本件妨害行為は通産省の行政指導に基づいてASGK制度による啓蒙活動を推進した一環であるかのような趣旨の主張をしているが、通産省の指導は右制度を推進すべしという内容にすぎないことが明らかであって、非組合員の製造したASGKシールを貼付していない製品をボイコットすることまで指導したものは到底認められない（甲66、乙29）から、右行政指導によって本件妨害行為の違法性が阻却されることはおよそあり得ないことというべきである。」

※広島県石油商業組合に対する件（平成6年（判）第1号・公取委平成8年6月13日・審判審決）

「三 二の認定事実と前記第一の二1ないし3の事実殊に本件両ルールの内容に後記第四における検討の結果をも加えれば、本件両ルールは、それぞれ、組合員による販売拡張行動が組合員相互間に競争を引き起こして石油製品の廉売すなわち小売価格の低下を招き相互の経営基盤を脅かすとの認識の下に、組合員の経営の基盤を安定強化するための方策と称して、これらの販売拡張行動を制限する目的で、被審人の役員の手で一体として定められ、いずれも、その趣旨を明

記した正規の役員らによる一体の文書により下部機関に周知徹底された上、被審人に属する各種下部組織においても、繰り返し本件両ルールを一体として遵守すべきことが説かれ、また活動報告として一体として遵守されてきたことが報告されており、取引先に対しても一体の文書により送付されて遵守協力の要請がされ、しかも、そのルールにのっとって5者協議会、新設エス・エス情報懇談会が開かれて組合員から安売りをしないなど本件両ルールを遵守するとの趣旨の書面が差し入れられるなど、現実にかんがいの程度までその機能を果たしてきたことが明らかである。そして、本件両ルールのうち前記第一の二の1ア並びに2イ及びウの各条項の違法性は被審人も争わないが、被審人の認否をまつまでもなくそれらの条項が特に明白な競争制限性をもつことは否定しようもない。

したがって、まず、本件両ルールは、被審人の機関により決定され、被審人の組合員により実質的に団体の決定として遵守すべきものと認識された、というべきであるから、これを評して被審人による決定というのに何らの妨げもない（被審人の主張の中に、組合員に対する拘束性を否定する趣旨と思われる部分があるが、決定としての拘束性を否定することができないことはもちろんである。）。

また、本件両ルールは、いずれも、組合員による石油製品の販売拡張行動という競争行為を制限するために、一体として定められた上、一体として周知徹底され、一体として遵守が求められ、一体として機能したものであるから、本件両ルールは、それぞれ有機的な関連性の下に一体として組合員の機能又は活動を不当に制限するものである、ということが出来る。そうすると、本件両ルールのうち一部の条項だけを取り出して、競争制限的でないとか、景品表示法の趣旨に合致するものとかの理由により違法性がない、との被審人の主張は、そもそも失当である。

四 なお、被審人は、本件両ルールの個別条項について、自粛ルール5原則のうち前記第一の二1ウの旗振り等の禁止条項は交通安全の確保という合理的な理由から規定されたものであるから、独占禁止法上の違法性はない、との主張をしているので、念のため、この主張に触れておく。

確かに、証拠（査第15号証、審第6ないし第9号証、第10号証の2、参考人伊藤勝）によれば、自粛ルール5原則のうちこの部分が定められるようになった経緯の中には、多少は交通安全の確保の意味合いも込められていないではなく、被審人の上部団体がその趣旨を述べて同様の行為の自粛を要請する文書を下部組織等に配付したことがあったことも、認められる。

しかしながら、証拠（査第15号証、第55号証、第61号証、参考人伊藤勝の一部）及び右の条項の文言によれば、この禁止条項は、より一般的に、顧客に目立つよう呼び込みをすることにより組合員間で競争をすることを避ける趣旨があり、自店内での行為まで制限するものである、と認められ（参考人伊藤勝の陳述中、旗振りを自店内ですることはあり得ないと供述する部分は、同人の陳述に表れた一般的な給油所の大きさと経験則に照らして採用することができない。）、「元来旗振り」というものは事業者が顧客に対して自らの存在を訴えかける手段であり、石油製品の販売業者がそれを行うのは当然にガソリン等の商品の販売を直接顧客に訴えかける広告宣伝のためである、と推定されることを併せて考えると、この禁止条項が置かれた決定的動機は顧客獲得競争を制限することにある、と推認することができるから、被審人のこの主張は理由がない。」

※（社）大阪バス協会に対する件（平成3年（判）第1号・公取委審判審決平成7年7月10日）

「（二） 道路運送法に基づく認可運賃等を下回る運賃等を定めた事業者団体による最低運賃等に関する協定に関して独占禁止法上の排除措置を命ずることの一般的可能性について

ア 前記（一）において詳述したとおり、道路運送法は運賃等を主務官庁の認可に係らせ、また、完全には自由な事業者間の競争を認めない条文を置いているが、そのことから無条件に当然に、独占禁止法の適用が排除され、又は同法上の排除措置命令に関連する規定の内容が規定、拘束されるものではなく、この排除措置命令の可否は、専ら同法の見地から判断すべきである。もっとも、本件において、そのことから直ちに、事業法である道路運送法上の認可運賃等を下回る内容の協定が常に独占禁止法上の排除措置命令の対象となるとの結論が導かれると断ずるのは、まだ早計というべきである。

なぜならば、独占禁止法上の排除措置命令の可否を専ら同法独自の見地から判断するとはいっても、主催旅行向け輸送に関する本件各決定は、道路運送法に基づく認可運賃等を下回る運賃等を定めており、各決定が制限しようとしている価格競争は同法上違法な取引条件に係るから、そのような競争でも常に独占禁止法第8条第1項第1号等に定められた「競争」の構成要件に該当するかどうか、したがって各決定行為が常に同条同号等所定の「競争を実質的に制限すること」という構成要件に当たるとして同法上の排除措置命令を採り得るときに該当するかどうかの問題は、依然として残らざるを得ないのであり、この問題に限定する限りは、同法の立法の趣旨、目的、殊に同法第1条に定められた目的規定にまで立ち返って解釈する必要性があるからである。

（もとより、経済法の基本法であるとの独占禁止法の性格を考慮すると、同法の適用範囲を不当に狭めるような解釈態度を採ることはできないし、また、このように意識的に同法の立法の趣旨、目的に立ち返って判断することが必要な場面が全く例外的であることは、明らかである。すなわち、最高裁判所昭和59年2月24日第2小法廷判決・刑集38巻4号1287頁は、行政指導に関連してではあるが、同法の趣旨、目的から、行政は価格形成にみだりに介入すべきではないとしつつ、価格に関する行政指導も、当該行為の必要性、手段、方法の相当性が肯定される場合において、なおかつ、

「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という同法の究極の目的に実質的に抵触しないときに厳格に限定して、一種の緊急措置として是認され、価格に関する事業者間の合意も、適法な行政指導に従い、これに協力して行われた場合に限り、違法性が失われ得ると判断している。このように、意識的に同法の立法の趣旨、目的に照らして判断することを要する場面は、当然極めて限定された場合に限られてくるということが出来る。しかし、特に限定された場合に限られるとはいっても、判例法によれば、独占禁止法の立法の趣旨、目的と対比して判断すべき場面が生じ得ることは否めず、本件のように違法な取引条件に係る競争が独占禁止法第8条第1項第1号

等に定められた「競争」の構成要件に該当するかどうかの判断に限っては、同法の趣旨、殊に同法第1条の目的規定の趣旨を考えに入れる必要があることを否定することはできない。）

イ そこで、前記の立場に立ちつつ審判における証明の負担の観点をも考慮して、運賃等に限らず事業者又は事業者団体により価格協定がされた場合に独占禁止法による排除措置命令をすることができるかどうかを一般的に検討してみると、通常であれば「一定の取引分野における競争を実質的に制限」しているとされる外形的な事実が調っている限り、このような場合は、原則的に同法第3条（第2条第6項）又は第8条第1項第1号の構成要件に該当すると判断され、同法第7条又は第8条の2に基づく排除措置命令を受けるのを免れないのがあくまでも原則であると考えられる。

ウ もっとも、その価格協定が制限しようとしている競争が刑事法典、事業法等他の法律により刑事罰等をもって禁止されている違法な取引（典型的事例として阿片煙の取引の場合）又は違法な取引条件（例えば価格が法定の幅又は認可の幅を外れている場合）に係るものである場合に限っては、別の考慮をする必要があり、このような価格協定行為は、特段の事情のない限り、独占禁止法第2条第6項、第8条第1項第1号所定の「競争を実質的に制限すること」という構成要件に該当せず、したがって同法による排除措置命令を受ける対象とはならない、というべきである。

なぜならば、前記（一）において詳しく検討したとおり、同法による排除措置を命ずることができるかどうかは、専ら同法の見地から判断すべきであって、道路運送法の認可制度を定める規定により当然に判断の拘束を受けるものではないが、独占禁止法の直接及び究極の目的、すなわち、同法第1条に記載された、公正かつ自由な競争を促進し、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという目的をも考慮してみると、これらの場合には、他の法律により当該取引又は当該取引条件による取引が禁止されているのであるから、独占禁止法所定の構成要件に該当するとして排除措置命令を講じて自由な競争をもたらしてみても、確保されるべき一般消費者の現実の利益がなく、また、国民経済の民主的で健全な発達の促進に資するところがなく、公正かつ自由な競争を促進することにならず、要するに同法の目的に沿わないこととなるのが通常の事態に属するといえるため、特段の事情のない限り、その価格協定を取り上げて同法所定の「競争を実質的に制限する」ものに該当するとして同法による排除措置命令を受ける対象となるということができないからである。

なお、ここで価格協定が制限しようとしている競争が他の法律により刑事罰等をもって禁止されている違法な取引又は違法な取引条件に係るものであることの証明責任についても検討しておく、これらの事実は通常の事態との関係では例外に属するから、審査官の主張自体から明らかでない限り、被審人の側からこれらの点を指摘する主張がなければ、これらの点をあえて審判において考慮する必要がない（その意味では、指摘ないし特定の負担が被審人の側にあるといってもよい。）と思われる。しかし、これらの事実は、告発を経て刑事訴訟事件となったときは、法律的に違法性阻却原因、処罰条件事由等と同様の意味をもち、真偽不明の場合検察官が客観的挙証責任を負うことになるのではないかと予想されることとの権衡から、いったん被審人からこれらの事実の指摘がされた場合（もとより審査官の主張自体から窺われる場合も同様である。）には、審査官が価格協定が制限しようとしている競争が法律により禁止されている違法な取引又は違法な取引条件に係るものでないことの最終的な証明責任を負担すると考えてよいと思われる。したがって、この点について真偽不明となったときは、審査官により後記エの事実が主張立証されない限り、独占禁止法所定の「競争を実質的に制限する」との構成要件該当事実の証明がないことに帰するから、排除措置を命ずることはできないと解すべきである。

（この関係で、認可運賃等を上回る額で運賃等の協定がされたときは、特段の事情の主張立証がない限り、その協定は、認可運賃等による競争をも制限しようとしていると認めるほかはないから、その協定が制限しようとしている競争は冒頭に記載した違法な取引条件に係るものには該当しないというべきである。

これに対し、認可運賃等が確定額により定められている場合においてその確定額で価格協定がされたとき又は認可運賃等が最高額及び最低額により定められている場合においてその最低額で価格協定がされたときは、通常の事例においては特別の立証を要しないで、その価格協定が制限しようとしている競争は、その確定額又は最低額より低い額での競争であって専ら違法な取引条件に係ることが事実上推定される、とあって差し支えないと思われる。）

エ 以上のようにいうことができる反面、全く同じ理由に基づき、価格協定が制限しようとしている競争が事業法等他の法律により刑事罰等をもって禁止された取引条件に係る場合であっても、当該価格協定に対して独占禁止法上の排除措置を命ずることが、同法の直接及び究極の目的、すなわち同法第1条に記載された、公正かつ自由な競争を促進し、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する、という目的から首肯され得る、特段の事情のあるときは、このような価格協定行為が同法第2条第6項、第8条第1項第1号の構成要件に該当するということを妨げる理由はないのであるから、同法の見地に立って排除措置を命ずることができる、と判断される。

このように、事業法等により禁止された取引条件に係る競争を制限しようとする価格協定も、特段の事情のあるときには独占禁止法所定の構成要件に該当するものとして排除措置命令の対象となり得る場合があるとの判断は、繰り返しになるが、前記（一）において詳述したとおり、同法による排除措置を命ずることができるかどうかは専ら同法の見地から判定すべきであることに根ざしている。

そして、前記の特段の事情のある場合の典型的な例として、当該取引条件を禁止している法律が確定した司法部における判断等により法規範性を喪失しているときを掲げることができる。

その外に、本件での被審人、審査官双方の主張に即して、右の特段の事情のある場合の例を挙げれば、i. 事業法等他の法律の禁止規定の存在にもかかわらず、これと乖離する実勢価格による取引、競争が継続して平穩公然として行われており（以下この点を「(二)エのi.の点」という。）、かつ、i i. その実勢価格による競争の実態が、公正かつ自由な競争を促進し、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する、という独占禁止法の目的の観点から、その競争を制限しようとする協定に対し同法上の排除措置を命ずることを容認し得る程度までに肯定的に評価される（以下この点を「(二)エのi i.の点」という。）ときを掲げることができる

（なお、ここでは、前述のとおり、専ら独占禁止法に基づく排除措置命令の可否の判断をする前提として同法の前記の

特定の構成要件を解釈するに当たって、競争の実態が同法の目的から肯定的に評価されるかどうかを問題としているにすぎないから、このことが肯認された場合であっても、事業法等による認可制度の運用の当否が問題とされるものではなく、まして認可制度による禁止の効力等は全く影響を受けないことは、当然である。また、ある事業が事業法により主務官庁の規制下に置かれている場合において、その事業法上の警察目的による禁止規定に反してされた契約が私法上効力を否定されず、したがって、主務官庁以外の他の行政庁はその契約の効力を無視できないときがあり得ることと対比すれば、国家行政組織法第2条第2項を根拠に当然に本文のような判断を排除することは無理というべきである。）。このような場合には、排除措置命令により価格協定を排除すれば、かえって、公正かつ自由な競争を促進し、もって、一般消費者の利益を確保し、国民経済の民主的で健全な発達の促進に資することになるからである。」

(1-6) その他

- ・ 設立、廃止の届出—事業者団体はカルテルを行うことが多く公取が効果的に規制を行うため
- ・ 適用除外立法に基づき設立された事業者団体による行為
 - 中小企業団体の組織に関する法律—商工組合
 - 中小企業等協同組合法—事業協同組合
- ・ 公取委による法運用指針
 - ① 昭和54年8月27日「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（昭和54年指針）—事業者団体の適法な活動の限界を明らかにするため
 - ② 昭和56年8月7日「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」（公取委事務局）—事業者団体のうち医師会の活動に対する独禁法適用についての公取委の考え方と違反事例などの具体的紹介
 - ③ 昭和59年2月21日「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針」（公取委事務局）（昭和59年指針）—公共工事に係る建設業の諸特性を勘案して、独禁法上原則的に違反とならない行為を例示して、公取委の考え方を示す。
 - ④ 平成5年3月 事業者団体問題研究会「事業者団体の活動と独占禁止法上の諸問題—より開かれた活動をめざして」
 - ⑤ 平成6年7月5日「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（公取委）—昭和59年指針の改訂版（昭和59年指針は廃止）。入札に関して談合による独禁法違反事件が多いことに鑑み、違反行為となる事業者及び事業者団体の活動の具体例を上げ、公取委の考え方を示す。
 - ⑥ 平成7年10月30日「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（公取委事務局）—昭和54年指針の改訂版。平成5年事業者団体問題研究会報告等で指摘された問題点等を織り込んで改訂。

参考文献

- 小川秀樹編著「入札ガイドラインの解説—公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針—」（商事法務研究会・1994年）
- 岩本章吾編著「事業者団体の活動に関する新・独禁法ガイドライン」別冊NBL no.34（商事法務研究会・1996年）
- 公正取引委員会事務局経済部団体課編「事業者団体の活動と独占禁止法—開放性・無差別性・透明性・国際的整合性等を求めて—」（商事法務研究会・1993年）